◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第421号（H29.10.6）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝10件（9月29日～10月5日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの衝突事故
(3)乗合バスの死傷事故①
(4)乗合バスの死傷事故②
(5)乗合バスの車内事故②
(6)法人タクシーの衝突横転事故
(7)法人タクシーの死傷事故
(8)個人タクシーの酒気帯び事故
(9)大型タンク車の横転事故
(10) 大型トラックの酒気帯び事故
2.安全に取り組む優良な貸切バス事業者が増えています。～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～
3. バス車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について
4. 高速道路の路肩駐車車両への追突事故防止のための取組みの徹底について

◇◇◇

(3)乗合バスの死傷事故①
10月1日（日）午前11時00分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客18名を乗せ運行中、信号待ちで停止後、青信号で発車したところ、左前方にいた自転車が歩道上で転倒して車道側に倒れたため、自転車の運転者をひいた。
この事故により、自転車の運転者が死亡した。

(4)乗合バスの死傷事故②
10月4日（水）午後8時17分頃、埼玉県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客8名を乗せ運行中、路上横臥者をひいた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。

(5)乗合バスの車内事故②
10月5日（木）午後5時11分頃、埼玉県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せ運行中、バス停にタクシーが停車していたためタクシーの後ろで一度停車し、タクシーが移動した後、バス停につけるため動き出したところ、停車した際に立ち上がっていた車内の乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(6)法人タクシーの衝突横転事故
9月30日（土）午前2時41分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシー①が乗客1名を乗せ運行中、右折する際に対向車線を直進してきた別の法人タクシー②が法人タクシー①に衝突し、衝突された法人タクシー①が横転した。
この事故により、双方の運転者及び乗客の計４名が軽傷を負った。
事故は、法人タクシー①の運転者の信号見落としが原因の模様。
また、どちらの乗客もシートベルトをしていなかった模様。

(7)法人タクシーの死傷事故
10月5日（木）午前1時44分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが運行中、路上横臥者をひいた。
この事故により、路上横臥者が死亡した。

(8)個人タクシーの酒気帯び事故
10月2日（月）午後2時35分頃、東京都のスポーツ施設駐車場において、都内に営業所を置く個人タクシーが運行中、追突事故を起こした。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された模様。

(9)大型タンク車の横転事故
10月3日（火）午前6時15分頃、島根県の市道において、鳥取県に営業所を置く大型タンク車が運行中、道路左側に横転、転落した。
この事故により、当該タンク車の運転者が軽傷を負った。
また、当該タンク車から軽油等の一部が漏洩した模様。

(10) 大型トラックの酒気帯び事故
10月4日（水）午後6時30分頃、福井県の高速道路において、新潟県に営業所を置く大型トラックが運行中、トンネル壁面に衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後、大型トラックはそのまま運行を継続したが、通報を受けた警察により発見され、その後の調べにより当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された模様。

上記10件の死傷者数計：死亡3名、重傷2名、軽傷15名（速報値）

◇◇◇

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000270.html

◇◇◇

いことから、漫然運転等の結果としてブレーキのタイミングの遅れによる追突事故を起こした場合には、甚大な被害が発生する可能性が高いこと。
したがって、運転者は、睡眠不足や長時間の連続運転等による疲労により、漫然運転等を起こすことのないよう、平素から体調管理に努めるとともに、早目の休憩を取るよう心掛けること。

2.高速道路の路肩等での駐車に対する注意
(1)駐車の危険性
「1.」で示したとおり、高速道路の路肩等に駐車した場合には、後続車から追突されるおそれがあり、また、走行時の速度が高いことから、追突された場合に甚大な被害を受けるおそれがあること。なお、高速道路での駐停車は、故障等のやむを得ない場合において、十分な幅員の路肩等がある場合を除き、法律で禁止されていること。
(2)万が一駐車する場合の対応
万が一車両故障等によりやむを得ず高速道路の路肩等に駐車する場合は、確実に次の措置をとること。
①できるだけ十分な幅員のある路肩の端に寄せて停車させ、ハザードランプを点滅させる。
②まず、後続車に知らせるための停止表示器材や発炎筒を故障車両の後方の十分離れた位置に設置する。(非常時に備え、停止表示器材は、取り出しやすい場所に備えておく。)
③後続車の全てが駐車車両に気付くとは限らないため、原則として、乗客等同乗者をガードレールの外側(万が一停止車両への追突事故が発生した際に巻き込まれないよう、車両の後方)など、車外の安全な場所に避難させる。降車の際は車両が通行しない側から行う(助手席ドア、バスの乗降ドアなどから)。
④携帯電話を用いて110 番・道路緊急ダイヤル(#9910)に、あるいは高速道路上に設置された非常電話により状況を知らせるとともに対応を相談、依頼する。

◇◇◇

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆